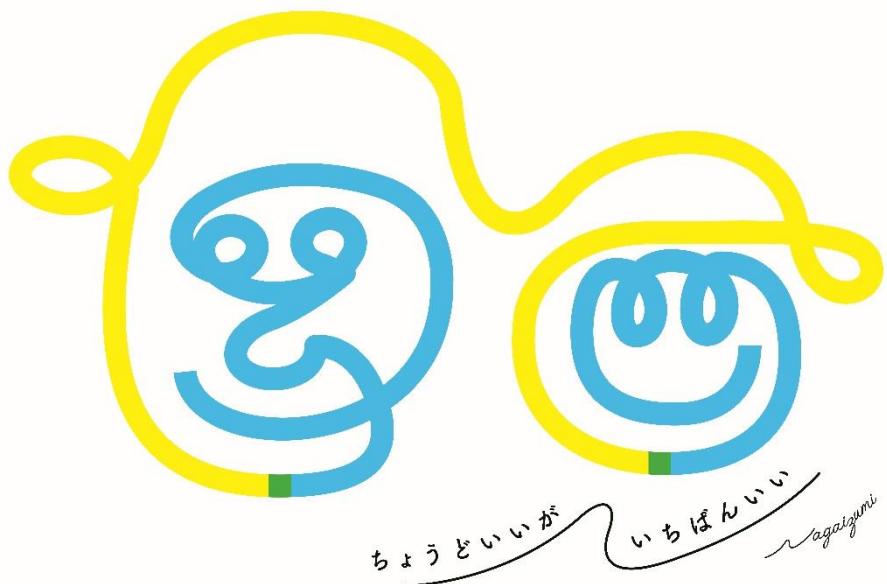


# ケアマネジメントに関する基本方針



長泉町

令和7年4月



# 長泉町ケアマネジメントに関する基本方針

## 1. 策定の趣旨

長泉町では、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、ケアマネジメントの在り方を本町と介護支援専門員と共有するため、基本方針を定めました。

※平成30年4月1日から、指定居宅介護支援事業所に係る指定、指導等は県から市町村に権限移譲がなされたため、「長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準などを定める条例」（以下居宅介護支援基準条例）を制定しました。

## 2. 介護保険法の基本理念

介護保険法では、介護などが必要な人の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。

また、保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行わなければならぬこと、保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態にある方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないとされています。

＜介護保険制度の理念としての「自立」＞

### 身体的自立

介護が必要になっても自分でできることを可能な限り維持し、増やしていくこと

### 社会的・精神的自立

人の暮らしに不可欠な、地域とのつながりや他者との交流、活動を大切にした暮らしをすること

### 経済的自立

必要に応じ、社会保障の機能を発揮させつつ、経済的な継続性を保つこと

★「自分のことは自分でできる」だけでなく、「支援を必要とする人が自己選択・自己決定できる」ということも含まれます。

## 3. ケアマネジメントの類型について

介護保険におけるケアマネジメントとは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な介護サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス計画を立案し、計画に基づいたサービス提供が行われるよう調整、管理を行うことです。認定区分等により類型は次のとおりとなります。

ケアマネジメントの類型	認定区分等	給付種別			実施機関
		介護 給付	予防 給付	総合 事業	
居宅介護支援	要介護1～5	○	×	×	指定居宅介護支援事業所
介護予防支援	要支援1・2	×	○	併用	指定介護予防支援事業所
介護予防ケアマネジメント	要支援1・2 事業対象者	×	×	○	地域包括支援センター

## 4. ケアマネジメントに関する基本方針について

### (1) 居宅介護支援

居宅介護支援基準条例に基づき、基本方針を次の通りとします。

- ①要介護状態になった場合においても、その利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行われるものでなければならない。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療連携の重要性及び必要性を認識し、利用者の状態変化等に応じた主治医との連携を密に行えるよう努めなければならない。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならない。
- ⑤指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めなければならない。
- ⑥指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなくてはならない。
- ⑦「居宅介護支援の具体的取扱方針」については、居宅介護支援基準条例第16条を遵守して行わなければならない。

## (2) 介護予防支援

「長泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（以下「介護予防支援基準条例」という。）に基づき、次のとおりとします。

- ①利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われるものでなければならない。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならぬ。
- ④指定介護予防事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- ⑤介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- ⑥指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- ⑦指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ⑧「介護予防支援の具体的取扱方針」については、介護予防支援基準条例第32条・33条を遵守して行わなければならない。

### (3) 介護予防ケアマネジメント

- ①利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように、配慮して行われるものでなければならない。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は総合事業実施事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④地域におけるインフォーマルサービスも含めた社会資源及び利用者並びにその家族等の希望等の情報を勘案して、介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- ⑤介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目的志向型の介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

#### 【介護予防ケアマネジメントの類型】

##### ●ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント）

アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3月に1回実施、評価を行います。

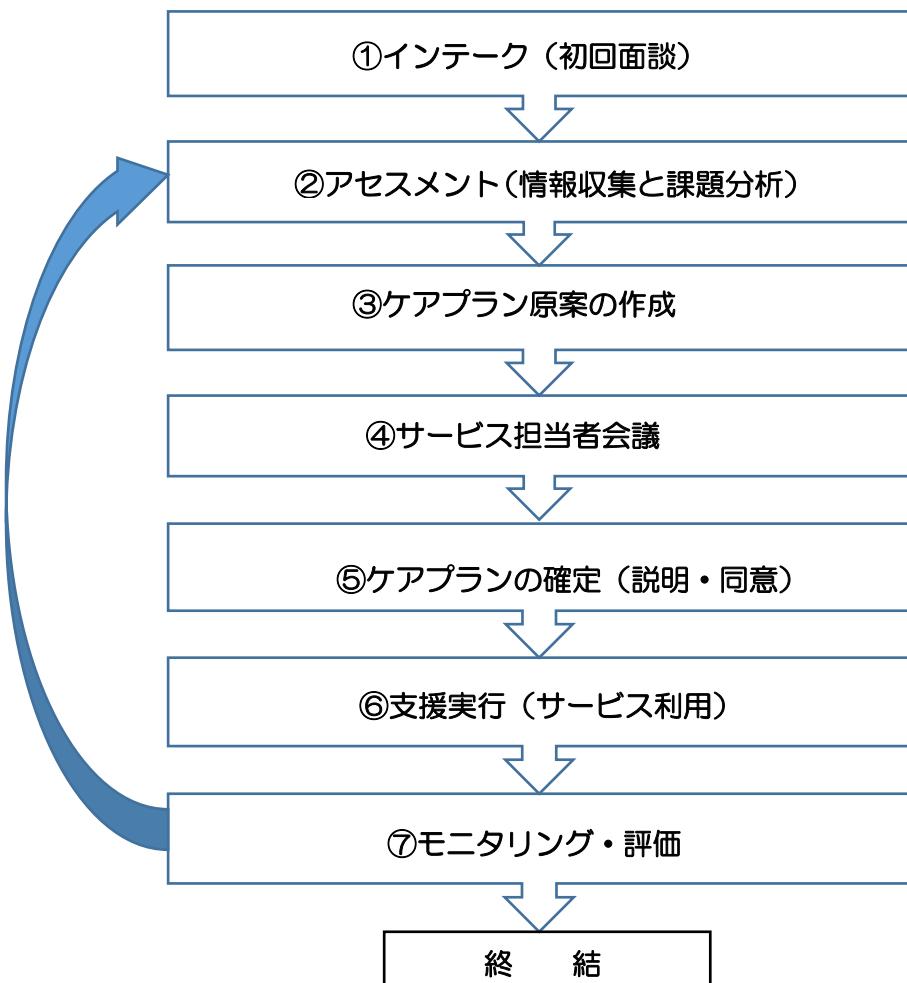
##### ●ケアマネジメント B（簡略化したケアマネジメント）

緩和した基準によるケアマネジメントとしてリエイブルメント事業（訪問型サービス・活動C）のみを実施する場合に限り、介護予防ケアマネジメント計画原案の作成・交付、サービス担当者会議の開催等が簡略化・省略可能としますが、地域の居場所等へつなぐための連携も行います。

## 5. ケアマネジメントのプロセスと各段階における留意点について

居宅介護支援等のケアマネジメントを実施していくうえでは、サービス利用申込者からの依頼を受け、受付⇒インテーク（初回面談）⇒アセスメント（情報収集と課題分析）⇒ケアプラン原案の作成⇒サービス担当者会議⇒ケアプランの確定（説明・同意）⇒サービス事業者によるケアプランに沿った支援の実行（サービス利用）⇒モニタリング・評価⇒終結または再アセスメントというプロセスをたどります。

＜ケアマネジメントのプロセス＞



## ①インターク（初回面談）

介護支援専門員と利用者・家族との出会いの場であり、その後のケアマネジメントプロセスに大きな影響を与えることになりますので、まずは信頼関係を構築することが大切です。

インタークでは、利用者や家族の考え方、生活感、価値観などについて、配慮を欠くことなく、聞き取りを行いましょう。その際、重要事項説明書により事業所の事業内容や介護支援専門員の業務内容を説明したうえで、利用者との間で受託契約を結ぶことになります。

### 《チェックポイント》

- 利用者の被保険者証、負担割合証等を確認しているか
- 重要事項説明書や個人情報使用同意等の説明を行い、同意を得ているか
- 介護保険制度、介護支援専門員の役割について説明を行い、理解を得ているか
- 利用者・家族の話を傾聴し、信頼関係を築けるよう面談しているか
- 必要に応じて介護保険制度以外のサービスについても説明しているか

## ②アセスメント（情報収集と課題分析）

アセスメントとは、実際に利用申込者宅を訪問し、①利用者等の情報を収集し、②利用者等の課題を分析し、③解決すべき課題（ニーズ）を明らかにすることです。

特に居宅支援における課題分析については、国が定める課題分析標準項目（23項目）を満たす方法で行わなくてはなりません。

また、利用者の興味や関心を把握するためのツールとして「興味・関心チェックシート」、利用者の状態等を把握し、情報の整理・分析を通じ課題を導き出した過程を表現するツールとして「課題整理総括表」を活用することも考えられます。

### 《チェックポイント》

- 自宅を訪問し、利用者及び家族と面接しているか
- 家族構成、住環境、通院・服薬等の医療情報、心身の状況、生活歴、趣味、楽しみ、家族の介護力、家族背景、地域との関わり等、利用者を取り巻く環境全般について情報収集しているか
- 課題分析標準項目の情報収集を行い、解決すべき課題を導き出しているか
- できないこと、困りごとのみを把握するのではなく、利用者及び家族ができるところ（ストレングス）の把握や予後予測（危険性の予測）に立った視点でアセスメントしているか
- 自立に向けた支援、利用者のQOLを高める視点で分析しているか
- 利用者本人や家族が希望するニーズのみに対応するのではなく、専門職として知識と技術をもとに分析を行うよう努めているか

### ③ケアプラン原案の作成

ケアプラン原案の作成の目的は、アセスメントの結果に基づいて、利用者・家族の望む暮らし、尊厳の保持と自立した生活を実現するための総合的な方針や課題及びそれに対応する目標と具体策を提案・確認することです。地域におけるサービス等が提供される体制を検討し、利用者の生活課題を解決するために最も適切なサービスの組み合わせとともに、インフォーマルな社会資源の活用なども検討しましょう。

#### 『チェックポイント』

- 総合的な援助の方針には本人、家族、近隣住民、介護支援専門員、各種居宅サービス事業所等がどのようなチームケアを行うのか記載しているか
- 緊急事態が想定される場合、対応機関やその連絡先、対応方法について記載しているか
- 訪問介護の生活援助中心型を算定する場合は、その事情を具体的かつ簡潔に記載しているか
- 生活全般の解決すべき課題は利用者が意欲的に取り組めるような表現で記載され、個別性のあるものとなっているか
- 生活全般の解決すべき課題は利用者・家族と相談して優先度が高い順に記載しているか
- 自立支援を目標とするものになっているか、サービスの利用が目的となっていないか
- 長期目標は抽象的ではなく課題を達成するための具体的な目標と期間になっているか
- 短期目標は長期目標を達成するための段階的な目標と期間になっているか
- 援助内容は、短期目標を達成するために必要なサービス内容・種別・頻度・期間を記載しているか
- 援助内容には、インフォーマルサービスや本人、家族の行うことを位置づけているか
- サービスを位置付ける際に複数の居宅サービス事業所を紹介し、公正中立に利用者の選択のもと事業所が決められているか
- 週間サービス計画表には利用者の平均的な一日の過ごし方を記載しているか
- 医療系サービスを位置付ける場合、主治医等の意見を確認し、記録しているか
- 福祉用具の品目ごとに、ニーズや目標を検討し、記載しているか
- 第6表サービス利用票（兼居宅サービス計画）のサービス内容は、第2表・第3表に位置付けられたものか
- 軽度者に対する福祉用具貸与について、保険給付の必要性がある場合、例外給付の申請等の手続きを行っているか
- 要介護認定の有効期間概ね半数を超える（最大 183 日）短期入所生活介護及び短期入所療養介護を居宅サービス計画に位置付ける場合には、妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ているか
- 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置付ける場合には、妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ているか

#### ④サービス担当者会議

サービス担当者会議では、利用者やその家族の生活全体及びその課題について、利用者・家族、プラン作成者（介護支援専門員）、関係する居宅サービス事業所の担当者等が一堂に会して、多職種の視点から利用者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画などを協議し、支援の方向性について共通の理解を持ちます。

##### 《チェックポイント》

- 新規、区分変更、認定更新時は、サービス提供開始前までに開催しているか
- 利用者・家族、ケアプランに位置付けている居宅サービス事業所の担当者が全て出席しているか
- やむを得ず開催出来ない場合や参加できない居宅サービス事業所の担当者がいる場合は照会を行っているか
- 利用者の課題、目標等について他職種の視点から協議し、共通理解を図り、担当者の役割分担を確認しているか

#### ⑤ケアプランの確定（利用者への説明、同意取得、居宅サービス計画書の交付）

サービス担当者会議を受けて、ケアプラン原案の内容を調整する必要がある場合は、関係する居宅サービス事業所の担当者と相談して内容を調整し、ケアプランを作成し、利用者・家族の同意を得て、その後、利用者等及び各事業所へ交付します。

各事業所はサービスの個別援助計画を作成し、その内容とケアプランの目標の整合性を確認します。

##### 《チェックポイント》

- サービス提供前に利用者等へ説明を行い、同意を得ているか
- 利用者だけでなく、居宅サービス事業所の担当者にも交付しているか
- 医療系サービスを位置づけた場合は、主治医等へ交付しているか
- 各サービス事業所に個別援助計画の提出を求め、ケアプランの目標との整合性を確認しているか

#### ⑥サービスの提供

ケアプランに基づいて作成された個別援助計画に基づきサービスが提供されます。利用者等の支援に関わるチーム全員が、計画に定めた（自分らしい生活に向けた）目標を理解し、サービスの提供を通じて得た情報を共有しながら、利用者へ動機づけを行うことが重要です。

##### 《チェックポイント》

- サービス提供事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた場合には、利用者の同意を得て、服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活に係る情報を主治医等に提供しているか

## ⑦モニタリング・評価

利用者・家族、居宅サービス事業所等と継続的なコミュニケーションを通じて、現行のケアプランが利用者の現状に即しているかを判断するために行います。ケアプランに定めてある目標の達成度をみることが重要です。必要時にはケアプランの修正を行いましょう。ケアプランに位置付けたサービス内容について、目標に対する達成度を評価し、サービスを提供する関係者間で分析・共有するツールとして評価表の活用も有効です。

### 『チェックポイント』

□適切な時期・方法でモニタリングをしているか

　居宅介護支援では少なくとも1月に1回自宅を訪問し、利用者と面談し、記録を記載しているか

□サービスの実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス事業所等との連絡調整やその他便宜の提供を行っているか

□短期目標ごとに評価し、適時適切なケアプランの見直しを行っているか

□モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度、目標の達成度、事業者との調整内容、ケアプランの見直しの必要性等について記録を残しているか

## 6. 長泉町の取組み

長泉町では、自立支援・重度化防止のケアマネジメントを推進するために、次の取組を実施しています。

### ①地域ケア会議

地域ケア会議では、高齢者個々の生活課題に対して単に既存のサービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。それらの課題分析や支援の積み重ねを通じて地域共通の課題や有効や支援策を把握し、課題の発生予防及び重度化防止に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や社会基盤の整備に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげます。

長泉町では、「地域ケア個別会議」として、地域包括支援センターを中心に介護支援専門員の資質向上のため、多職種の参画を得たケース会議の実施や、地域包括支援センターの圏域での課題を検討する「地域ケア圏域会議」、町全体の高齢者に関する課題を検討する「地域ケア推進会議」を実施しています。

### ②ケアプラン点検

ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なプランとなっているか介護保支援専門員とともに検証確認を行っています。その目的には、点検を通じて介護支援専門員の「気づき」を促し、マネジメント力の向上に資することが含まれます。支援の質の向上等に関し、共に考え、提案する場であり、間違いを指摘してケアプランの変更を求めるような指導の場ではありません。

○長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

平成30年3月22日条例第5号

改正

令和2年9月25日条例第24号

令和3年3月24日条例第5号

令和6年3月11日条例第6号

長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第5章 雜則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- （2） 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- （3） 指定居宅サービス等 法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- （4） 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- （5） 介護支援専門員 法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- （6） 利用料 居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス

計画費をいう。以下同じ。) の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(基本方針)

**第3条** 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者（指定居宅サービス等を行う事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有效地に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例5号・6年6号〕

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)

**第4条** 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項の法人は、長泉町暴力団排除条例（平成24年長泉町条例第13号）第2条第3号に

規定する暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

## 第2章 人員に関する基準

### (従業者の員数)

**第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。**

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

一部改正〔令和6年条例6号〕

### (管理者)

**第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。**

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができます。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

一部改正〔令和2年条例24号・6年6号〕

### 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第7条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護(法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。)、通所介護(法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、福祉用具貸与(法第8条第12項に規定する福祉用具貸与をいう。以下同じ。)及び地域密着型通所介護(法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、

第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法

6 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

9 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

一部改正〔令和3年条例5号・6年6号〕

(提供拒否の禁止)

**第8条** 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第9条** 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第10条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

**第11条** 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第12条** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身

分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

**第13条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第14条** 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

**第15条** 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

**第16条** 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行

動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス等事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等事業者に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治

の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ア 利用者の心身の状況が安定していること。

イ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困

難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者的心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて隨時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115号の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

**第17条** 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

**第18条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第19条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

**第20条** 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員

その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第21条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要な事項

一部改正〔令和3年条例5号〕

(勤務体制の確保)

**第22条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例5号〕

(業務継続計画の策定等)

**第22条の2** 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続

計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例5号〕

(設備及び備品等)

**第23条** 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  
(従業者の健康管理)

**第24条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。  
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

**第24条の2** 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

追加〔令和3年条例5号〕

(掲示)

**第25条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定

による掲示に代えることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

一部改正〔令和3年条例5号・6年6号〕

(秘密保持)

**第26条** 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

**第27条** 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

**第28条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

**第29条** 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」と

いう。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

**第30条** 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

**第30条の2** 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

追加〔令和3年条例5号〕

(会計の区分)

**第31条** 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

**第32条** 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者、設備及び備品並びに会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項に規定する介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制についての記録
  - (2) 居宅介護サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
    - ア 居宅サービス計画
    - イ アセスメントの結果の記録
    - ウ サービス担当者会議等の記録
    - エ モニタリングの結果の記録
  - (2) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録
  - (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

一部改正〔令和6年条例6号〕

#### 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

**第33条** 第3条、第2章及び第3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るもの）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雜則

(電磁的記録等)

**第34条** 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

追加〔令和3年条例5号〕、一部改正〔令和6年条例6号〕

(委任)

**第35条** この条例で定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定める。

一部改正〔令和3年条例5号〕

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

一部改正〔令和2年条例24号〕

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている指定居宅介護支援事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」を「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

追加〔令和2年条例24号〕

**附 則**（令和2年9月25日条例第24号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第2項の次に第3項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月24日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第30条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と

し、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

#### 附 則（令和6年3月11日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の長泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。